

# 岐阜県公報

第 六 百 二 十 一 号  
令 和 七 年 九 月 十 二 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

|                    |                                |
|--------------------|--------------------------------|
| 保安林に指定する予定         | ( 森 林 保 全 課 ) 四〇五 <sup>ハ</sup> |
| 保安林に指定する予定である旨の通知  | ( 同 ) 四〇六                      |
| 保安林の解除をしようとする旨の通知  | ( 同 ) 四〇六                      |
| 道路の区域変更            | ( 道 路 維 持 課 ) 四〇七              |
| 道路の供用開始            | ( 同 ) 四〇八                      |
| 土地改良区の定款の変更認可      | ( 可 茂 農 林 事 務 所 ) 四〇八          |
| 正 誤                |                                |
| 土砂災害特別警戒区域の指定解除中訂正 | ( 砂 防 課 ) 四〇八                  |

岐 阜 県 公 報

毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

令 和 七 年 九 月 十 二 日

## 告 示

岐阜県告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和七年九月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 保安林予定森林の所在場所  
加茂郡白川町河岐字大谷一〇四五の一、一〇四六の一、一〇四六の二、一〇四七、一〇四八、一〇四九の七から一〇四九の九まで、一〇五〇、一〇五一、一〇五八の九、一〇四九の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県可茂農

林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年九月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町大鷲字西ノ野五九〇・字西ケ野一一九二の一・字躰躰ケ野二二〇二の

一・二二〇三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年九月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町上呂字寺洞二四二一の一七、二四二一の二四、字サクジ二四五二の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和七年九月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 解除予定保安林の所在場所

瑞浪市大湫町字深山一〇三二の六七から一〇三二の七〇まで・日吉町字霜向六四六〇の一七・六四六一の一三七から六四六一の一四五まで・六四六一の一四七から六四六一の一五三まで・六四六一の一五六から六四六一の一六〇まで・六四六一の一六一・六四六一の一六三・字川平七三〇六の四一九・七三〇六の四二〇・七三〇七の一〇〇・七三〇七の一八七・七三〇七の一八九・七三〇八の七三三・七三〇八の七四四・字白ヶ根八二七六の四・八二七七の四・八二七八の四・八二八二の四・八二八三の四・

八二九一の四・八二九二の五・八二九九の四・八三〇〇の四・八三〇三の四・八三〇四の四・八三〇五の四（以上四十七筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、日吉町字霜向六四六一の一四六・六四六一の一五四・六四六一の一五五・六四六一の一六一・字川平七三〇七の一八〇・七三〇八の七五・字白ヶ根八二九二の二（以上七筆国有林）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 解除の理由  
ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和七年九月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 解除予定保安林の所在場所  
可児市下切谷迫間入会字番入堂二の五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

岐阜県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和七年九月十二日

- 一 解除予定保安林の所在場所  
加茂郡東白川村神土字白草四二〇の一六
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

岐阜県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県知事 江 崎 禎 英

| 道路の種類 | 路線名         | 区 間   | 区域<br>変更<br>別後 | 敷地の幅<br>員<br>（メートル） | 延 長<br>（メートル） | 備 考                                       |
|-------|-------------|---|----------------|---------------------|---------------|---|
| 県道    | 中津川線<br>南木曾 | 中津川市神坂字寺洞一四<br>〇八番五地先から<br>同 市同 字同 一四<br>一七番一〇地先まで<br>中津川市神坂字寺洞一四<br>〇八番一〇地先から<br>同 市同 字同 一四<br>一七番一〇地先まで | 前 A            | 四・七<br>二・二          | 五・〇<br>四・八    | 図面は及<br>係は表示<br>すに係る<br>地をのる<br>分をい<br>う。 |
|       |             | 中津川市神坂字寺洞一四<br>〇八番五地先地内   | A              | 〇・〇<br>二・二          | 八・四           |   |

|                      |   |            |     |
|----------------------|---|------------|-----|
| 中津川市神坂字寺洞一四〇八番一地从先から | 後 | 二・二<br>一・四 | 四・八 |
| 同市同字同一四一七番一〇地从先まで    | B |            |     |

岐阜県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

| 道路の種類              | 路線名 | 区 間                   | 延長（メートル） | 供用開始の期日     | 備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか） |
|--------------------|-----|-----------------------|----------|-------------|-----------------------|
| 県道<br>中津川線<br>南木曾線 |     | 中津川市神坂字寺洞一四一七番一〇地从先地内 | 一九八      | 令和<br>七・九・三 | 令和<br>二・一〇<br>六・三・五   |
|                    |     | 中津川市神坂字寺洞一四一七番一〇地从先から | 六・七      |             |                       |
|                    |     | 同市同字小森一四一九番一五地从先まで    |          |             |                       |
|                    |     | 中津川市神坂字道下一四一八番一〇地从先から | 二七・九     |             |                       |
|                    |     | 中津川市神坂字小森一〇〇三番三地从先地内  | 二・三      |             |                       |

公 示

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年九月十二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 土 地 改 良 区 名     | 認 可 年 月 日 |
| 坂祝町木曾川右岸用水土地改良区 | 令和七・九・三   |

正 誤

（原稿誤り）

令和七年八月八日第六百十三号

土砂災害特別警戒区域の指定解除（岐阜県告示第三

百七十一号）三五六頁上段の表中

|         |         |
|---------|---------|
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 土石流     | 土石流     |

は、

の誤

令和七年九月十二日発行

発行者  
岐 阜 県

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社